

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
部外委託教育（Security+の取得）1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 豊原 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月1日	TAC株式会社 東京都千代田区神田三崎町3-2-18	3010001022246	一般競争入札	6,765,000	4,972,000	73.49%				
カウンセリング部外委託316時間	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月7日	ソーシャルアドバンス株式会社 兵庫県神戸市中央区東町123-1	1140001094299	一般競争入札	1,042,800	882,904	84.66%				単価契約、契約金額は予定総額
航空券（海外）1枚外	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月9日	株式会社ウィル・インターナショナル 大阪府大阪市北区堂島2-2-28	1120001094367	一般競争入札	4,578,600	2,328,600	50.85%				
AFFJ企画・運営役務1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月28日	株式会社コングレ 大阪府大阪市中央区淡路町3-6-13	9120001079690	一般競争入札（総合評価落札方式）	207,985,714	197,935,415	95.16%				
荷物の運送役務1式	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月30日	Jプロジスティクス株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	3120901014851	一般競争入札	2,183,610	1,499,690	68.67%				単価契約、契約金額は予定総額
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
会場借上1室	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月1日	藤田観光株式会社 東京都文京区関口2-10-8	6010001100247	関連行事の内容等を考慮し、履行日に対応可能であったため（会計法第29条の3第4項）	934,450	934,450	100.00%					
会場借上1室 外	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月2日	明治記念館 東京都港区元赤坂2-2-23	6010401029219	関連行事の内容等を考慮し、履行日に対応可能であったため（会計法第29条の3第4項）	1,657,700	1,657,700	100.00%					
料理の提供198人 外	航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科長 原田 豊 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年5月2日	明治記念館 東京都港区元赤坂2-2-23	6010401029219	上記、契約の相手方施設において、飲食を提供しているのが他にないため（会計法第29条の3第4項）	1,370,567	1,370,567	100.00%					
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。